

新潟焼山における火山災害による遭難の防止に関する条例施行規則をここに公布する。

平成27年3月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

#### 新潟県規則第16号

新潟焼山における火山災害による遭難の防止に関する条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、新潟焼山における火山災害による遭難の防止に関する条例（平成27年新潟県条例第14号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

**第2条** この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(公益性が高いと認められる事業又は業務)

**第3条** 条例第2条第2項第2号の規則で定めるものは、次に掲げるものに係る事業又は業務とする。

- (1) 妙高戸隠連山国立公園の管理
- (2) 森林管理署の所掌事務
- (3) 公共工事の施行又は管理

(登山活動団体)

**第4条** 条例第2条第3項の規則で定めるものは、公益社団法人日本山岳ガイド協会とする。

(届出の方法)

**第5条** 条例第5条第1項の規定による届出は、知事若しくは条例第6条の規定により知事が指定した者に書面を提出する方法、ファクシミリ装置を使用して書面を送信する方法若しくは電子情報処理組織を使用して届出事項を送信する方法又は当該届出に係る書面を入れるために登山道等に設置された箱に書面を入れる方法により行うものとする。

2 知事への届出は、新潟県警察本部地域部地域課長又は新潟県内に所在する警察署の長を経由して行うことができる。

3 条例第5条第1項後段の規則で定める方法は、電子情報処理組織を使用して届出事項を送信する方法とする。

(委任)

**第6条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年6月1日から施行する。